

## FIT 法・同施行規則における土地の権原について

FIT 法	FIT 法施行規則	事業計画の認定における設備の設置場所について 平成 29 年 7 月 14 日（資源エネルギー庁）
<p>第九条 自らが維持し、及び運用する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を特定契約により電気事業者に対し供給する事業（以下「再生可能エネルギー発電事業」という。）を行おうとする者は、再生可能エネルギー発電設備ごとに、経済産業省令で定めるところにより、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画（以下「再生可能エネルギー発電事業計画」という。）を作成し、<b>経済産業大臣の認定を申請することができる。</b></p> <p>2 再生可能エネルギー発電事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p>		

二 申請者が法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同年以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次項第四号ロにおいて同じ。）の氏名

三 再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期

四 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備に係る再生可能エネルギー発電設備の区分等

五 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続に関する事項

六 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備の設置の場所、その出力、その管理の方法その他再生可能エネルギー発電設備に関する事項

七 その他経済産業省令で定める事項

3 経済産業大臣は、第一項の規定による申請があった場合において、その申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 再生可能エネルギー発電事業の内容が、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものとして経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

二 再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 再生可能エネルギー発電設備が、安定的かつ効率的に再生可能エネルギー電気を発電することが可能であると見込まれるものとして経済産業省令で定める基準に適合すること。

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ この法律又は電気事業法の規定に違反し、

第五条の二 法第九条第三項第二号に規定する再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれる基準は、次に掲げるものとする。

一 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについて電気事業者の同意を得ていること。

二 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を設置する場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができると認められること。

2. 設備の設置場所に係る使用権原

再生可能エネルギー発電設備を設置する場所について、施行規則第5条の2第2号の「所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができると認められる」ものと判断

罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

□ 法人であって、その役員のうちイに該当する者があるもの

五 再生可能エネルギー発電設備が第四条第一項の規定による指定をした再生可能エネルギー発電設備の区分等に該当する場合においては、次のいずれにも該当すること。

イ 申請が第五条第二項第八号に掲げる期限までに行われたものであること。

□ 第六条の規定により提出された再生可能エネルギー発電事業計画について経済産業省令で定める重要な事項の変更がないこと。

ハ 申請者が第七条第七項の規定による通知を受けた者であること。

三 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を円滑かつ確実に実施するために必要な関係法令（条例を含む。）の規定を遵守するものであること。

するための書類は以下とする。

（１）地上に設置する場合

① 土地の登記簿謄本（全部事項証明書）（発行日から3か月以内の原本で法務局発行のもの）

② 土地の登記簿謄本（全部事項証明書）に記載される権利者と設置しようとする者が異なる場合

・ 売買契約書の写し、賃貸借契約書の写し、地上権設定契約書の写し、権利者の証明書

（参考様式はこちら）等※

・ 印鑑証明書（太陽光 10kW 未満の場合を除く、発行日から3か月以内の原本）

（略）

（３）書類が揃わない場合の対応

申請時に（１）②又は（２）②の書類が添付できない場合は、一旦認定するものの、認定日の翌日から起算して180日（法又は条例で環境アセスメント手続が必要な風力・地熱発電の案件については3年）が経過した日を期限として、（１）②又は（２）②の書類を別紙1の申立書とともに、認定を受けた各経済産業局へ提出すること。当該期限までに提出がない場合は、聴聞の対象とする。

ただし、太陽光 50kW 以上については、申請時に（１）②又は（２）②の書類が添付できない場

合であっても、権利者の証明書（実印の押印及び印鑑証明書の提出は不要）の添付を必須とした上で、上記対応をとる。

また、太陽光 50kW 未満及び風力 20kW 未満については、申請時に（１）②又は（２）②の書類の添付を必須とする。